

久留米市企業局公告第 39 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、本修理業務の条件付き一般競争入札を施行する際に必要な事項等について次のとおり公告する。

令和 8年 4月 17日

久留米市企業管理者 石原 純治

（入札参加資格）

第1条 入札に参加する者は、あらかじめ公告に基づく発注表（以下「発注表」という。）において示した入札書の提出締切時点（以下「締切時点」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。要件を満たさない者の入札は無効とする。

- (1) 久留米市の物品供給業者有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) その他発注表に定める必要な入札参加資格を満たしていること。

2 締切時点から開札の時までの期間に、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。要件を満たさない者の入札は無効とする。

（仕様書等の入手）

第2条 入札参加者は、久留米市ホームページより仕様書を入手するものとする。

（入札の中止等）

第3条 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(入札方法)

第4条 入札方法は、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）とし、発注表において指定する。

- 2 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者を問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載しなければならない。

(入札書の引換えの禁止)

第5条 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。

(1者入札の取扱い)

第6条 入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(開札の立ち会い)

第7条 郵便入札については、入札参加者のうち希望者を立会人として給排水設備課が指名し立ち会わせる。ただし、希望者がいないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。

- 2 前項の場合において、給排水設備課が指名した者以外の入札室の立ち入りは認めない。

(落札者の決定)

第8条 予定価格の範囲内かつ最低価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

- 2 前項の規定により落札候補者となった者については、発注表に記載する入札参加資格について審査を行う。
- 3 前項の規定による審査の結果、必要な資格を満たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とし、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

(入札結果の通知)

第9条 第8条第3項の規定による落札者に対して、速やかにその旨を通知するとともに、契約締結についての要件を通知する。

(落札決定の取消し)

第10条 落札者が第1条第1項各号のいずれかの要件を満たしていないことが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

(暴力団排除措置)

第11条 落札者は、契約時に契約課指定の暴力団排除に係る条項を記載した誓約書に記名押印し、提出しなければならない。ただし、既に当該誓約書を提出している場合はこの限りではない。

(その他)

第12条 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札参加者は、本公告以外に発注表、契約事務規則その他契約関係規程（久留米市ホームページに掲載）を熟読したうえで、入札しなければならない。